

プレスリリース

報道関係各位

令和8年8月 21 日 砥部町役場

1 【タイトル】

町職員の懲戒処分の公表について

2 【要旨】

地方公務員法第 29 条第 1 項の規定により、職員の懲戒処分を行いましたので、砥部町職員の懲戒処分の公表基準第 5 条の規定に基づき、次のとおり公表します。

3 【内容】

(1) 処分事案概要

ア 被処分者

- ・所属 税務課
- ・役職 係長
- ・年齢 30 歳代
- ・性別 男性

イ 処分年月日

令和8年8月20日

ウ 処分内容

戒告

エ 事案概要

砥部町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例施行規則(別表:懲戒処分基準)の「酩酊による粗野な言動等」に該当する次の事案が発生した。

公務外での過度な飲酒により酩酊状態となり、一般道において車両の前に立ちはだかり交通の妨げや車両のき損疑いにより、警察官が臨場する事態となった。警察による検証の結果、事件・事故として処理されることはなかったが、民事での話し合いを提案された。その後、双方協議の中で本町職員が全面的に非を認めたことにより解決が図られた。

(2) 町長コメント

このたび、本町職員が公務外での過度な飲酒により酩酊状態となり、一般道において交通の妨げとなる等の事案が発生しました。これらの行為は、全体の奉仕者として断じて許されない行為です。町民の皆さま、県民の皆さま並びに関係各位の皆さまの信頼を著しく失墜させる事態となりましたことに、深くお詫び申し上げます。

今後は、このような不祥事を起こすことのないよう、全職員の綱紀粛正の徹底を図るとともに、信頼回復と再発防止に取り組んでまいります。

【問い合わせ先】

総務課 人事係 電話:089-962-6110 メール:010somu@town.tobe.ehime.jp